

奈良県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 改正の理由

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項に基づき、奈良県食品衛生法施行条例（平成12年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第3条において公衆衛生上講ずべき措置の基準（管理運営基準）を定めています。

管理運営基準は、厚生労働省が技術的助言として示す「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）に準じて規定していますが、同ガイドラインが改正されたことから、管理運営基準について所要の改正を行います。

2 改正の内容

（1）危害分析・重要管理点方式（HACCP）を用いて衛生管理を行う場合の管理運営基準（HACCP導入型基準）を新設

〔食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針〕
平成26年5月12日付け食安発第0512第6号

食品の製造又は加工における衛生管理の手法については、HACCPが国際標準として広く普及しています。HACCPによる衛生管理を導入することにより、食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止につながるなど、食品の安全性の向上が期待されるため、HACCPの段階的な導入を図る観点から、従来型の管理運営基準（以下「従来型基準」といいます。）に加え、新たに危害分析・重要管理点方式（HACCP）を用いて衛生管理を行う場合の管理運営基準（以下「HACCP導入型基準」といいます。）を規定します。

改正後の条例において、営業者は「従来型基準」あるいは「HACCP導入型基準」のいずれかの基準に従って衛生管理を行うこととなります。

「従来型基準」と「HACCP導入型基準」のいずれも遵守できていない場合は、条例違反（管理運営基準違反）となります。

（2）健康被害が否定できない情報の保健所への報告規定を追加

〔食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針〕
平成26年10月14日付け食安発1014第1号

冷凍食品への農薬混入事案を踏まえ、保健所は情報を早期に探知し、営業者とともに被害拡大防止対策を速やかに講じる必要があることから、営業者は健康被害が否定できない情報を受けた場合は、保健所に速やかに報告することを追加規定します。

3 施行予定期日

平成27年4月1日